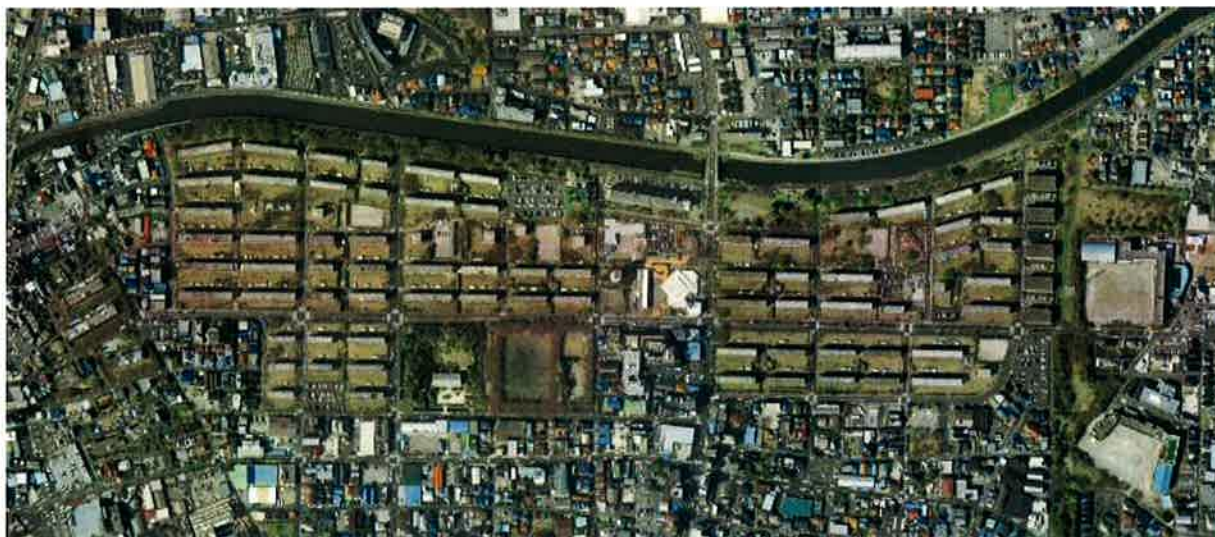


花畑団地周辺地区 地区まちづくり計画

 地区の将来像

誰もが安心して生活できる緑豊かで賑わいあるまち



平成 22 年 6 月

足 立 区

本まちづくり計画は、以下に示す花畑団地周辺地区の住みよいまちづくりを推進していくため、区民と行政、UR 都市機構の協働によるまちづくりを進めることを目的としたまちづくり協議会をもとに平成22年6月に策定するものです。

【まちづくり協議会のメンバー】

鷺宿町会、会組町会、
都営花畑アパート自治会、
花畑団地自治会、仲組四丁目町会、
保木間11自治会、花畑西町会、
エステート花畑自治会、
保木間五丁目自治会、
仲組三丁目町会、水神町会
まちづくり推進委員、
まちづくりカウンセラー、
地元商業代表、
花畑地区女性部連合会
足立区、花畑区民事務所、
UR都市機構



まちの位置と状況

対象地区は、東京駅から約30km圏の足立区北部、埼玉県草加市との境界付近に位置しています。最寄り駅である東武伊勢崎線「竹ノ塚駅」より北東に約2km バス10分、東武伊勢崎線「谷塚駅」より南東に約1kmのところにあります。

対象地区内の花畑団地は、UR都市機構により昭和39年に管理開始された2,725戸の大規模団地です。

団地の南側には地域住民の憩いの場となる花畑公園・花畑記念庭園、北側には毛長川と帯状に連なる毛長公園など豊かな自然が広がっています。

当地区は団地再生事業を契機に、公的施設や少子・高齢施設等の誘致、商業機能の再編、UR賃貸住宅の建設、計画的修繕等により、団地の魅力向上を図るとともに、地区のまちづくりを推進します。



まちづくりの基本目標

〈地区の将来像〉

花畑らしい風景＝多様な世代が安心して暮らせるゆとりある豊かな環境を継承する

地域の生活・環境・街並みを結び

『誰もが安心して生活できる緑豊かで賑わいあるまち』
をつくる

〈まちづくりの基本目標〉

1. 生活を結ぶ＝地区中心部には商業施設や子育て・高齢施設を誘導し、地域内の交流やコミュニティ、生活の中心地をつくる
2. 環境を結ぶ＝地域で育まれた緑を回廊により緑地・公園と結ぶことで環境のネットワークをつくる
3. 街並みを結ぶ＝1km に及び緑と空が広がる東西通りを再整備し、地域に誇れる沿道景観や安全で潤いのある歩行者空間をつくる

地区の整備方針

地域の生活中心地の形成

- 多様な世代の生活を支える身近な商業・子育て・高齢者サービスの生活拠点づくり
- 地域の利便性を向上するための機能導入とバスルートの見直し

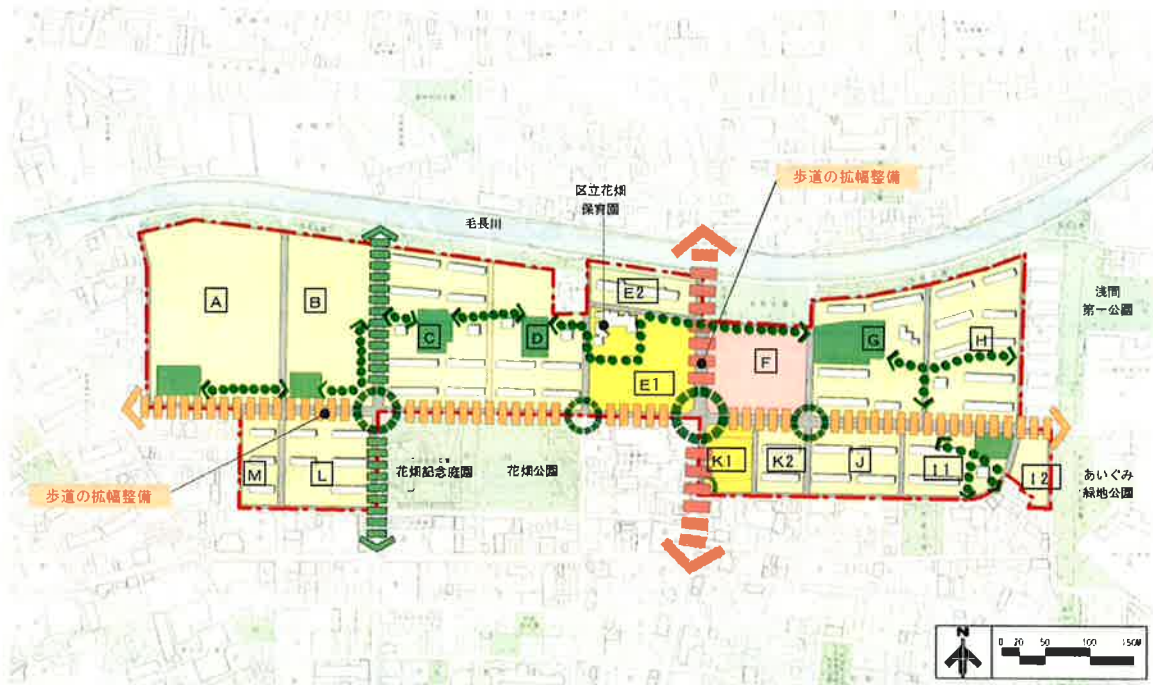
安全で潤いのある歩行者空間の形成

- 歩道幅員が狭い東西道路を安全な歩行者空間に整備
- 緑豊かで潤いあるまちなみ景観づくり

環境ネットワークの形成

- 地区内で育まれた豊富な緑・広場空間の活用
- 地区周辺の自然資源、公園等との緑のネットワークの形成

まちづくり計画



凡例			
	生活関連施設地区		東西生活道路
	住宅地区		南北幹線道路
	緑の回廊		花畑底園西の南北通り
	広場		
	街角広場		

生活を結ぶ

～地域の生活中心地の形成～

- 生活の利便性を高める商業施設の導入
- 子育て・高齢者支援の拠点形成
- 公共交通サービス（バス）機能の充実
- 若者ファミリーから高齢者までの多様なニーズに対応した安心安定居住の提供

環境を結ぶ

～環境ネットワークの形成～

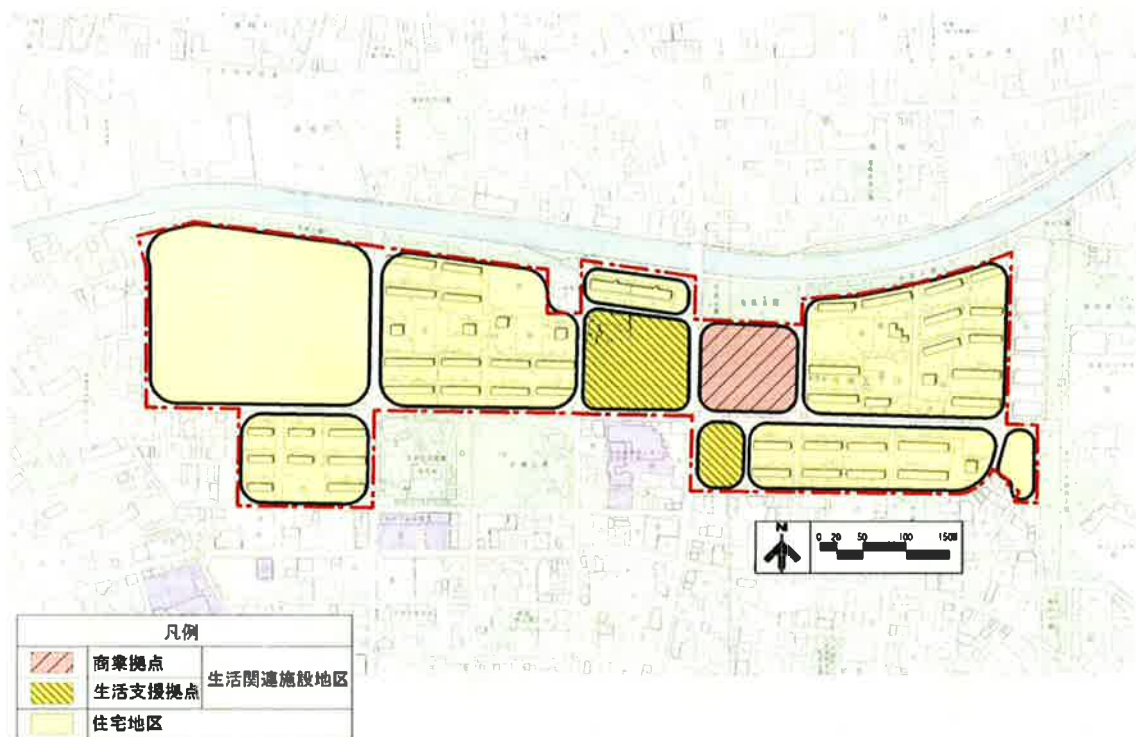
- 緑豊かな東西道路（生活動線）を形成するため、団地敷地内での緑化の推進
- 安全で開放的な緑のネットワークを形成する団地内オープンスペースの再整備
- 団地内一部で毛長公園の緑の連続性を創出するオープンスペースの整備

街並みを結ぶ

～安全で潤いのある歩行者空間の形成～

- ルールに基づいた花畑らしい緑豊かな街並み景観を誘導
- 歩道の幅や沿道の街並み・用途によって安全に歩ける動線の整備
- 地域資源を結び安全安心・快適な動線ネットワークの形成

土地利用方針



【基本的な考え方】

地区全体では、団地再生事業の特性を踏まえ、段階的整備を行っていきます。

生活関連施設地区

商業拠点

- 地域住民や居住者の生活利便性の向上や新たな賑わいを創出するために、商業機能の更新にあわせて地域の商業拠点を形成

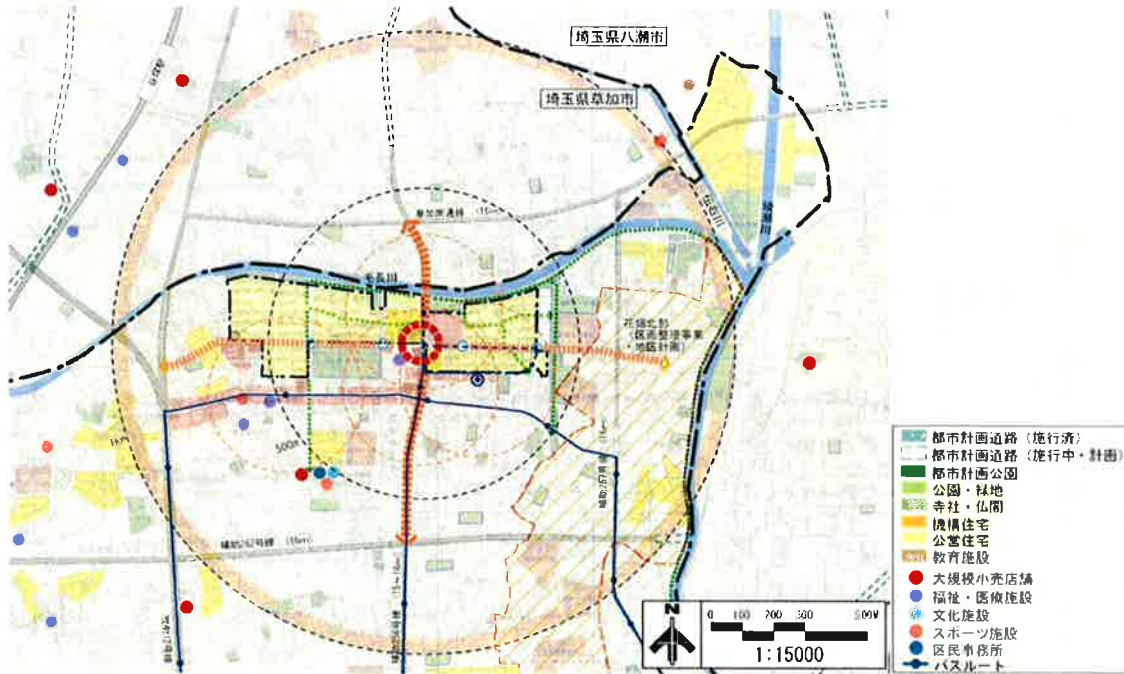
生活支援拠点

- UR 賃貸住宅の建替による子育て・高齢者支援施設の整備にあわせて、日常生活サービスやコミュニティ活動等の支援により生活支援の拠点を形成

住宅地区

- 既存のUR 賃貸住宅ストックを活かし、屋外・住戸・住棟の計画的修繕等を適時・適切に実施し、良好な安心・安全な住環境を形成
- 隣接する住宅市街地との調和に配慮した住宅地を形成

地域の生活中心地の形成



【基本的な考え方】

地域の生活拠点となる地区中心部は、生活を支援する身近な商業施設を形成します。

●豊かで安心な生活を支援する商業施設

- 日常生活を豊かにする多様なニーズに対応した身近な商業サービスの提供

●子育て・高齢者の支援

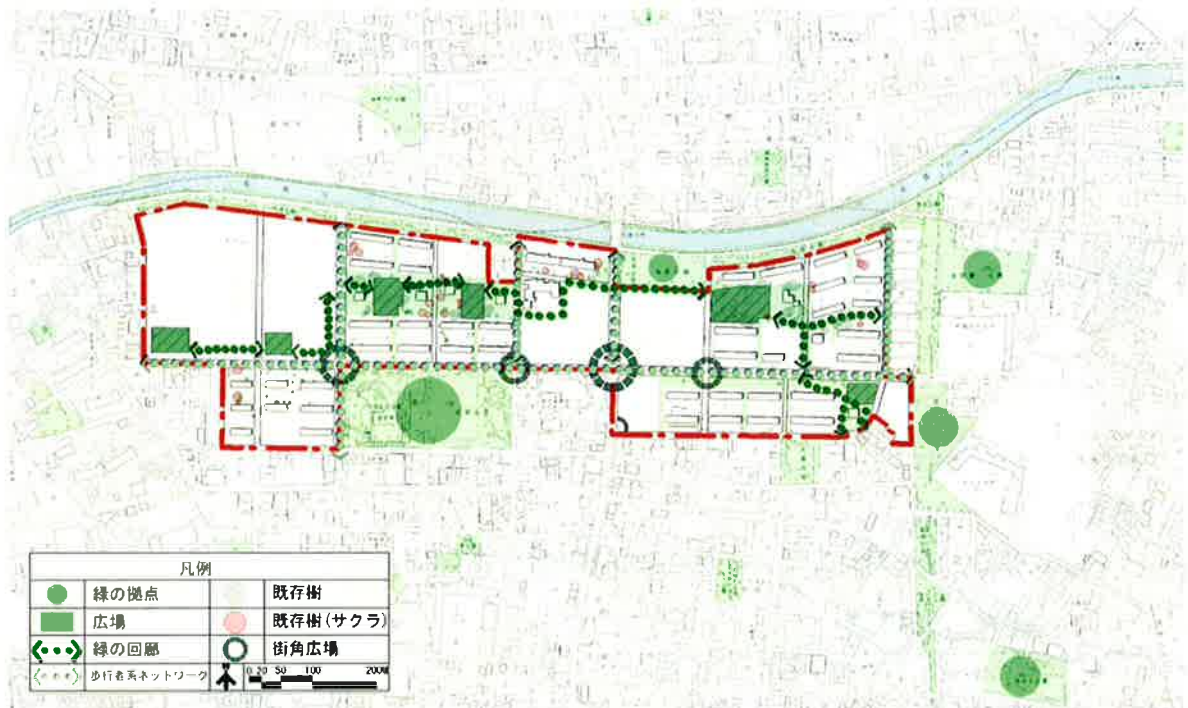
- 子育て・高齢者支援施設による生活支援拠点の整備

●公共交通サービスの向上

- 周辺からの施設利用の促進、安全性の確保からバスルートの見直しに伴う基盤施設の整備



環境ネットワークの形成



【基本的な考え方】

団地内の広場と隣接する公園などの緑の拠点を中心に緑の骨格軸である毛長川と歩行者系のネットワークなどに配慮しながら、緑のネットワークを形成します。

◀●●▶ 緑の回廊

- 花畑地区内の既存のオープンスペースを活かしながら、毛長川沿いの公園や浅間第一公園、花畑公園を結ぶ歩行者の回遊動線にもなる緑の回廊を整備



■ 広場

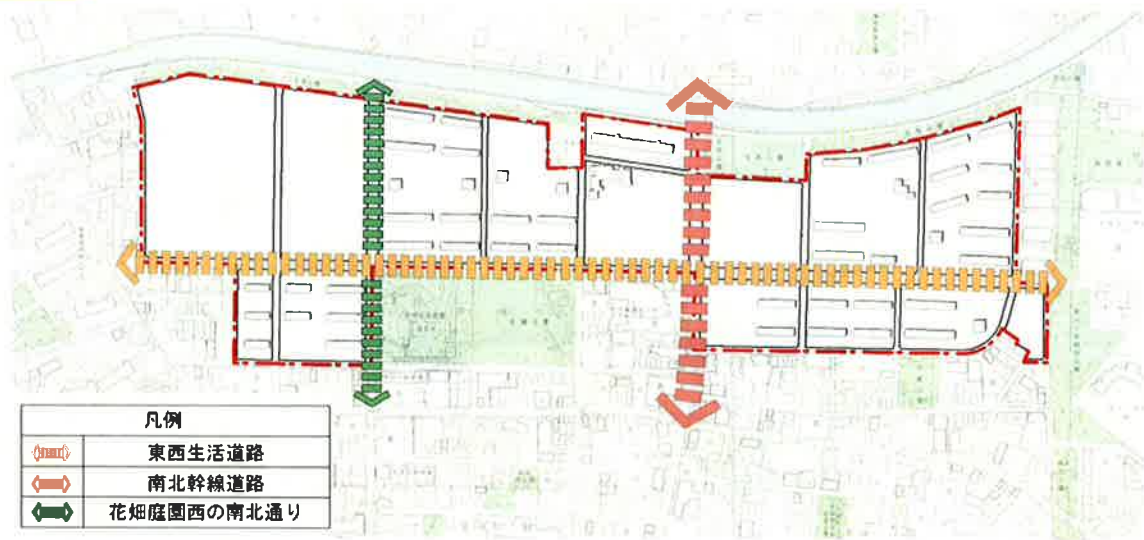
- 団地を東西につなぐ緑の回廊には、居住者の憩い・交流の場となる広場を再生

● 街角広場

- 地域の生活拠点となるセンター街区の交差点部や、異なる骨格軸が交差する場所は、通りの楽しさや変化を生み出すまち広場を形成



安全で潤いのある歩行者空間の形成



【基本的な考え方】

歩道の拡幅や植栽の整備により安全で快適な歩行者空間を確保します。

東西生活道路

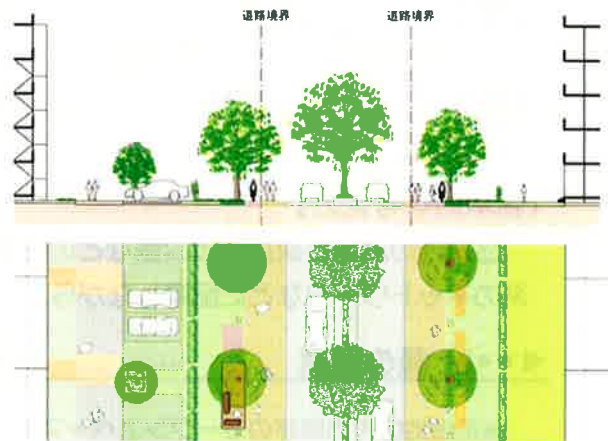
- 地域のシンボルストリートとして、安全でゆとりのある歩行者空間を創出

南北幹線道路

- 快適で賑わい豊かな沿道空間を創出

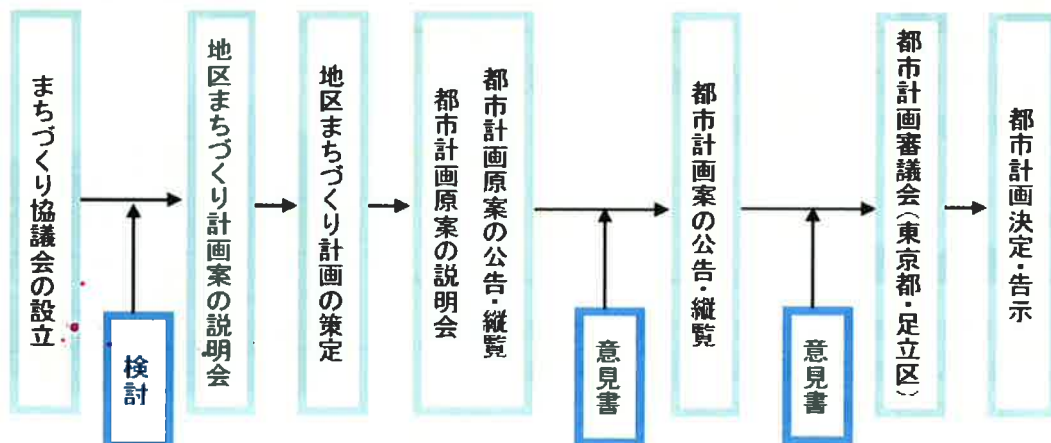
花畑庭園西の南北通り

- 緑の連続性により心地よいみちを創出



これまでの経緯と今後の予定

今後は、一団地の住宅施設の廃止と地区計画の決定、地域地区の変更に係る都市計画の変更を以下の流れで進めていきます。



東京都市計画地区計画の決定（足立区決定）

都市計画花畑五丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	花畑五丁目地区地区計画
位 置 ※	足立区花畑三丁目、花畑四丁目、花畑五丁目及び花畑六丁目各地内
面 積 ※	約 21.9ha
地区計画の目標	<p>本地区は、足立区の北東端、東武伊勢崎線竹ノ塚駅から北東約2kmに位置し、都市計画一団地の住宅施設による広場や区画道路、住宅が整備されている。地区の北側には毛長川が流れ、周辺には、花畑記念庭園、花畑公園、毛長公園等の豊富な公園・緑地など良好な住環境が形成されている。</p> <p>足立区都市計画マスタープランにおいては、団地再生にあわせてまちづくりに貢献するよう誘導することが位置付けられている。</p> <p>また足立区地区環境整備計画では、地域の生活支援サービスの中心として公共交通を充実させ、商業施設、子育て支援施設、高齢者支援施設などのコミュニティインフラを整備していく生活中心地として位置づけられている。</p> <p>花畑団地周辺地区地区まちづくり計画では、花畑団地の再生にあわせた、少子高齢化社会へ対応する生活支援サービスの充実による生活中心地の創出と、豊かな緑の活用、多世代が住み続けられる良質な住宅の供給により、身近に生活支援施設が充実した誰もが安心して生活できる緑豊かで賑わいあるまちづくりを目指すこととしている。</p> <p>そのため、本地区では花畑団地の団地再生を適切に誘導し、既存の公共賃貸住宅ストックを活かしつつ、新たなファミリー層等の誘導に対応する質の高い住宅供給を行うとともに、多様な世代の生活を支える身近な商業施設の整備により賑わいの創出を図り、子育て・高齢者サービス等の整備と合わせて、魅力ある生活中心地の形成を図る。</p> <p>また、既存の緑のオープンスペースにより周辺の公園が緑でネットワークされた防災性の高い市街地の形成、花畑地区景観ガイドラインに示された緑の豊かな環境と調和した花畑らしいゆとりのある緑豊かで潤いのあるまちなみ景観の形成により、安全でゆとりある良好な住環境の形成を図る。</p>
及び区域の整備・開発に関する方針	<p>本地区を大きく6つの地区に区分し、周辺市街地との調和に配慮しながら、各々の特性に応じた適正かつ合理的な土地の有効利用を図る。あわせて、既存の緑のオープンスペースを活かした壁面後退部分における緑の創出による、緑豊かな住環境の形成を図る。</p> <p>1 住宅地区A 従前居住者の居住継続や新たな賃貸住宅需要に対応するため、住宅等の改善や既存の緑を活かしながら広場や緑道等の屋外空間の再整備を図り、周辺環境と調和した住宅市街地を形成する。</p> <p>2 住宅地区B 新たなファミリー層等の誘導に対応した良好な住宅市街地を形成する。</p> <p>3 住宅地区C</p>

区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>多様なニーズに対応した複合住宅市街地を形成する。</p> <p>4 生活関連施設地区A 生活中心地として、地域にサービスする子育て支援施設、高齢者支援施設等を誘導するとともに、新たなファミリー層等の誘導に対応した複合住宅市街地を形成する。</p> <p>5 生活関連施設地区B 新たなファミリー層の誘導に対応するため、住宅地を整備するとともに、幹線道路沿道の低層階には商業施設等の整備を誘導し、生活中心地と団地周辺商業地の賑わいが連続した市街地を形成する。</p> <p>6 生活関連施設地区C 生活中心地として、周辺商業地と調和した大規模小売店の商業核施設を誘導し、楽しく安心して買物できる身近な生活支援サービスの中心となる市街地を形成する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地域住民の利便性・安全性と広域避難場所としての安全性を高めるため以下の施設を配置し、整備に際しては花畑地区景観ガイドラインの趣旨に沿うものとする。</p> <p>1 区画道路 歩行者の安全性の確保及び防災性の向上を図るため、区画道路を配置する。</p> <p>2 広場 既存樹木の保全や新たな緑化に努めるとともに、地域の防災性の維持・向上、憩いの場・コミュニティ活動の場として、敷地の一部に地域に開放された広場を配置する。</p> <p>3 緑道 既存樹木の保全や新たな緑化に努めるとともに、地区内及び周辺の公園・緑を結び、緑の回廊を形成するため緑道を配置する。</p> <p>4 歩道状空地 安全で快適な歩行者空間を創出するため、区画道路等に沿った敷地の一部に歩道状空地を配置する。</p> <p>5 貫通通路 利便性の確保及び防災性の向上を図るため、貫通通路を配置する。</p> <p>6 緑地 歩行空間の快適性の向上、良好な住環境の形成を図るため、区画道路等に沿った敷地の一部に緑地を配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>1 適正かつ合理的な土地の有効利用を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率・建ぺい率の最高限度及び建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>2 周辺市街地及び本地区の良好な住環境を担保するため、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定める。</p> <p>3 周辺のまちなみとの調和に配慮するため、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、及び垣又はさくの構造の制限を定める。</p> <p>4 緑化を推進し良好な住環境を形成するため、建築物の緑化率の最低限度を定める。</p>

地区 整備 計画	地区施設の 配置及び 規模	道 路	名称	幅員	延長	備考	名称	幅員	延長	備考
			区画道路1号※	6.5m (11.0m)	約190m	拡幅	区画道路16号※	8.5m (16.0m)	約85m	拡幅(ただし都市計画道路補助256号線を除く)
			区画道路2号※	9.0m (14.5m)	約105m	拡幅	区画道路17号	3.0m (6.0m)	約105m	既設
			区画道路3号※	5.0m (8.0m)	約100m	拡幅	区画道路18号※	17.0m	約350m	拡幅
			区画道路4号※	4.0m (8.0m)	約155m	既設	区画道路19号※	10.0m	約70m	新設
			区画道路5号※	12.0m	約190m	拡幅	区画道路20号※	6.0m (10.0m)	約335m	拡幅
			区画道路6号※	16.0m	約155m	拡幅	区画道路21号※	4.0m (8.0m)	約25m	既設
			区画道路7号※	8.0m	約100m	既設	区画道路22号※	10.0m	約100m	拡幅
			区画道路8号※	14.0m	約180m	拡幅	区画道路23号※	10.0m	約70m	拡幅
			区画道路9号※	6.5m (13.0m)	約100m	既設	区画道路24号	6.0m	約65m	既設
			区画道路10号※	9.0m (14.5m)	約235m	拡幅	区画道路25号※	10.0m	約150m	拡幅
			区画道路11号※	4.0m (8.0m)	約60m	既設	区画道路26号※	6.0m (10.0m)	約185m	拡幅
			区画道路12号	6.0m	約115m	既設	区画道路27号※	7.5m (12.0m)	約35m	拡幅
			区画道路13号※	8.0m	約105m	既設	区画道路28号※	12.0m	約45m	拡幅
			区画道路14号※	9.5m (16.0m)	約120m	拡幅	区画道路29号※	5.5m (9.5m)	約80m	拡幅
区画道路15号※	17.0m	約110m	拡幅(ただし都市計画道路補助256号線を除く)	幅員の()内は全幅員を表す						

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	広場	名称	面積		備考	名称	面積		備考	
			広場1号	約1,900㎡		新設	広場5号	約560㎡		既設	
			広場2号	約1,550㎡		新設	広場6号	約3,610㎡		既設	
			広場3号	約2,140㎡		既設	広場7号	約1,160㎡		既設	
			広場4号	約2,130㎡		既設					
		その他の公共空地	名称	幅員	延長	備考	名称	幅員	延長	備考	
			緑道1号	3.0m	約25m	新設	緑道5号	3.0m	約160m	新設	
			緑道2号	3.0m	約20m	新設	緑道6号	3.0m	約110m	新設	
			緑道3号	3.0m	約35m	新設	緑道7号	3.0m	約100m	新設	
			緑道4号	3.0m	約40m	新設					
			名称	幅員	延長	備考	名称	幅員	延長	備考	
			歩道状空地1号	2.0m	約150m	新設	歩道状空地8号	2.0m	約100m	新設	
			歩道状空地2号	2.0m	約90m	新設	歩道状空地9号	2.0m	約120m	新設	
			歩道状空地3号	2.0m	約110m	既設	歩道状空地10号	2.0m	約100m	新設	
			歩道状空地4号	2.0m	約160m	新設	歩道状空地11号	2.0m	約95m	新設	
			歩道状空地5号	2.0m	約155m	新設	歩道状空地12号	2.0m	約95m	新設	
			歩道状空地6号	2.0m	約65m	既設	歩道状空地13号	2.0m	約65m	新設	
			歩道状空地7号	2.0m	約100m	新設	歩道状空地14号	2.0m	約65m	新設	
			名称	幅員	延長	備考					
			貫通通路1号	6.0m	約165m	既設					
			名称	面積		備考	名称	面積		備考	
			緑地1号	約280㎡		新設	緑地11号	約240㎡		新設	
			緑地2号	約70㎡		新設	緑地12号	約235㎡		新設	
			緑地3号	約350㎡		新設	緑地13号	約220㎡		新設	
			緑地4号	約190㎡		新設	緑地14号	約95㎡		新設	
			緑地5号	約190㎡		新設	緑地15号	約100㎡		新設	
			緑地6号	約190㎡		新設	緑地16号	約240㎡		新設	
			緑地7号	約160㎡		新設	緑地17号	約200㎡		新設	
			緑地8号	約190㎡		新設	緑地18号	約240㎡		新設	
			緑地9号	約230㎡		新設	緑地19号	約190㎡		新設	
緑地10号	約200㎡		新設	緑地20号	約60㎡		新設				

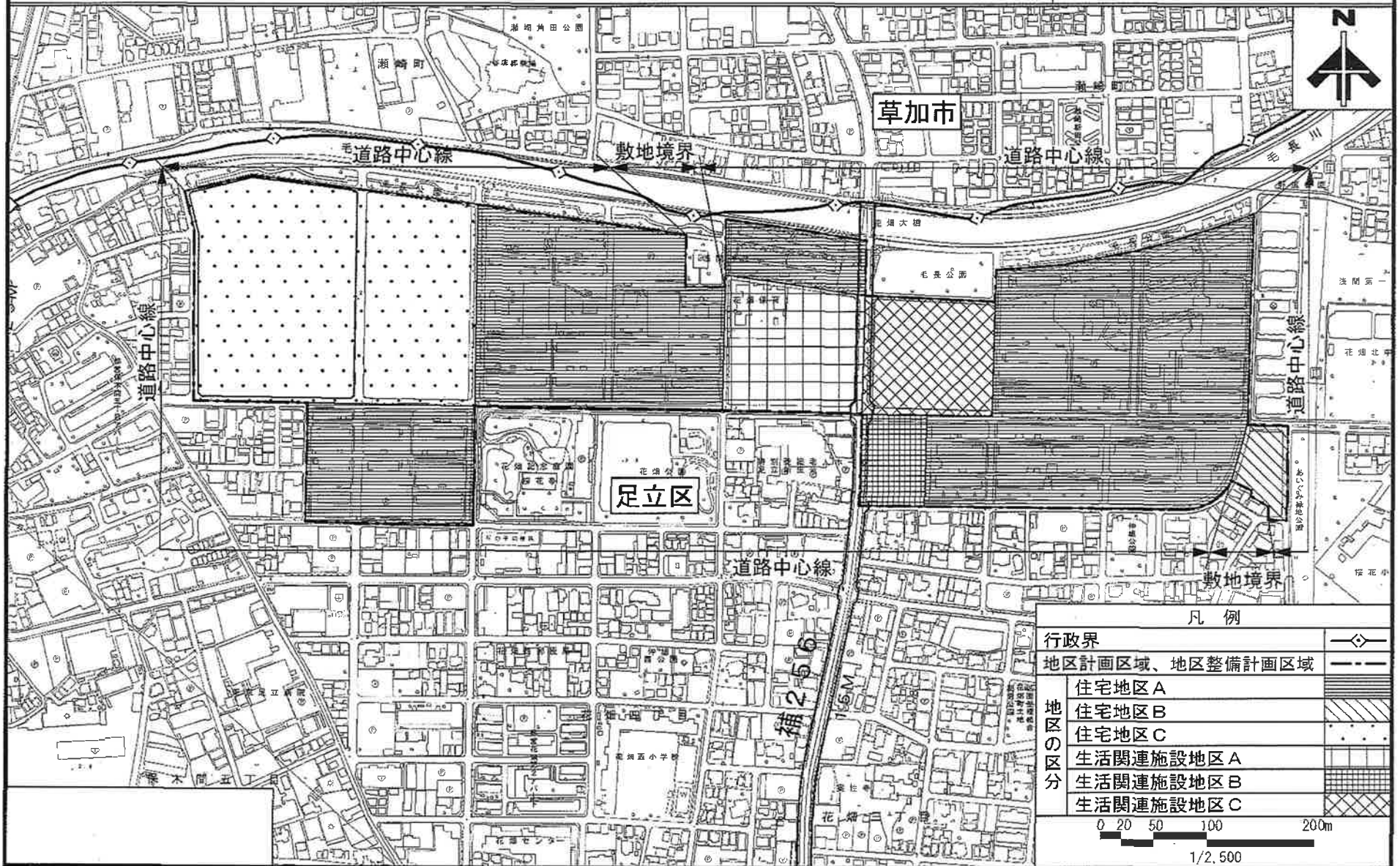
地区の区分	名称	住宅地区A	住宅地区B	住宅地区C	生活関連施設地区A	生活関連施設地区B	生活関連施設地区C		
	面積	約12.7ha	約0.3ha	約5.4ha	約1.6ha	約0.5ha	約1.4ha		
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限※							
		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 公衆浴場				1 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項第五号、第六号及び第八号に規定する「風俗営業」を営むもの 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 ホテル又は旅館 4 工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むものを除く。） 5 畜舎（建築基準法施行令第130条の7に定める規模のものは除く。） 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの			
						7 カラオケボックスその他これらに類するもの		7 1階から3階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿の用途に供するもの。ただし、これらの用途に供するものの出入口、階段等についてはこの限りではない。	
						8 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの。ただし、その用途に供する部分が、1階かつ床面積の合計が500㎡以内で、建築基準法施行令第130条の5の3に規定するものはこの限りではない。		8 補助256号線に面する1階部分を店舗、飲食店又は事務所以外の用途に供するもの。ただし、住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿の用途に供するものの出入口、階段等についてはこの限りではない。	
		建築物の容積率の最高限度※		15/10				20/10	
建築物の建ぺい率の最高限度		4/10				6/10			
建築物の敷地面積の最低限度		500㎡	500㎡ ただし、住宅（共同住宅は除く。）の場合は、100㎡。		500㎡				
ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物はこの限りではない。									

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの距離は、以下の定めによらなければならない。 1 道路境界線、隣地境界線又は貫通通路境界線までの距離は、計画図3に示す数値以上とする。ただし、歩行者の安全上設置する庇等公益上必要なもので、区長がやむを得ないと認めるものについてはこの限りではない。 2 計画図に表示のない部分の隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。
		壁面後退区域における工作物の設置の制限	計画図3により道路境界線又は貫通通路境界線からの壁面の位置が定められている区域には交通安全上必要な工作物等を除き、工作物は設置してはならない。ただし、歩道状空地の区域以外の区域の植樹柵、花壇、生け垣、ベンチ、案内板等又は電柱、照明その他公益上必要なものはこの限りではない。
		建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さの最高限度は計画図4のとおりとする。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物の屋根、外壁又は工作物等の色彩は、花畑地区景観ガイドラインに即したものとする。 2 表示し、又は設置する屋外広告物等（以下、「広告物等」という。）は、東京都屋外広告物条例（以下、この制限内において「条例」という。）に定める規定のほか、以下の基準に該当しなければならない。 1) 条例第13条から第17条までに規定する広告物等（自家用広告物、非営利広告物等）であること。 2) 光源が点滅しないこと。 3) 赤色光、露出した光源を使用しないこと。 4) 建築物の柱又は壁面に表示し、又は設置する広告物等は、表示面積を50㎡以下とし、かつ、広告物等を表示し、又は設置する柱又は壁面における各広告物等の表示面積の合計を当該壁面面積の1/10以下とすること。 5) 建築物の屋上を利用する広告物等のうち広告塔及び広告板（以下「広告塔等」という。）は、次の基準に該当しなければならない。 ア 建築物1棟につき、表示し、又は設置できる広告塔等の数量は2基までとし、表示面積の合計は120㎡以下とすること。 イ 1面の表示面積は50㎡以下とすること。 ウ 上端までの高さは地上25m以下とすること。
		垣又はさくの構造の制限	道路又は貫通通路に面して設ける垣又はさくの構造は、生け垣又はフェンスとし、これらの併用はさまたげない。ただし、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造及びその他これらに類する構造の部分の高さが0.6m以下のものについてはこの限りではない。
		建築物の緑化率の最低限度	12/100 ただし、200㎡以上の敷地において「足立区緑の保護育成条例」に基づき敷地内に緑化する場合はこの限りではない。
		土地の利用に関する事項	周辺の住環境に配慮しながら適正な土地利用を行うとともに、既存樹木の保全を図る。

※は知事同意事項

「区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度は計画図表示のとおり」
理由：良好な住環境の確保と政策誘導による土地の適正かつ有効な利用を図り、周辺環境と調和のとれた良好な街並みの形成及び保全を図るため、一団地の住宅施設を廃止し、地区計画を決定する。

東京都市計画地区計画 花畑五丁目地区地区計画 計画図 1 〔足立区決定〕

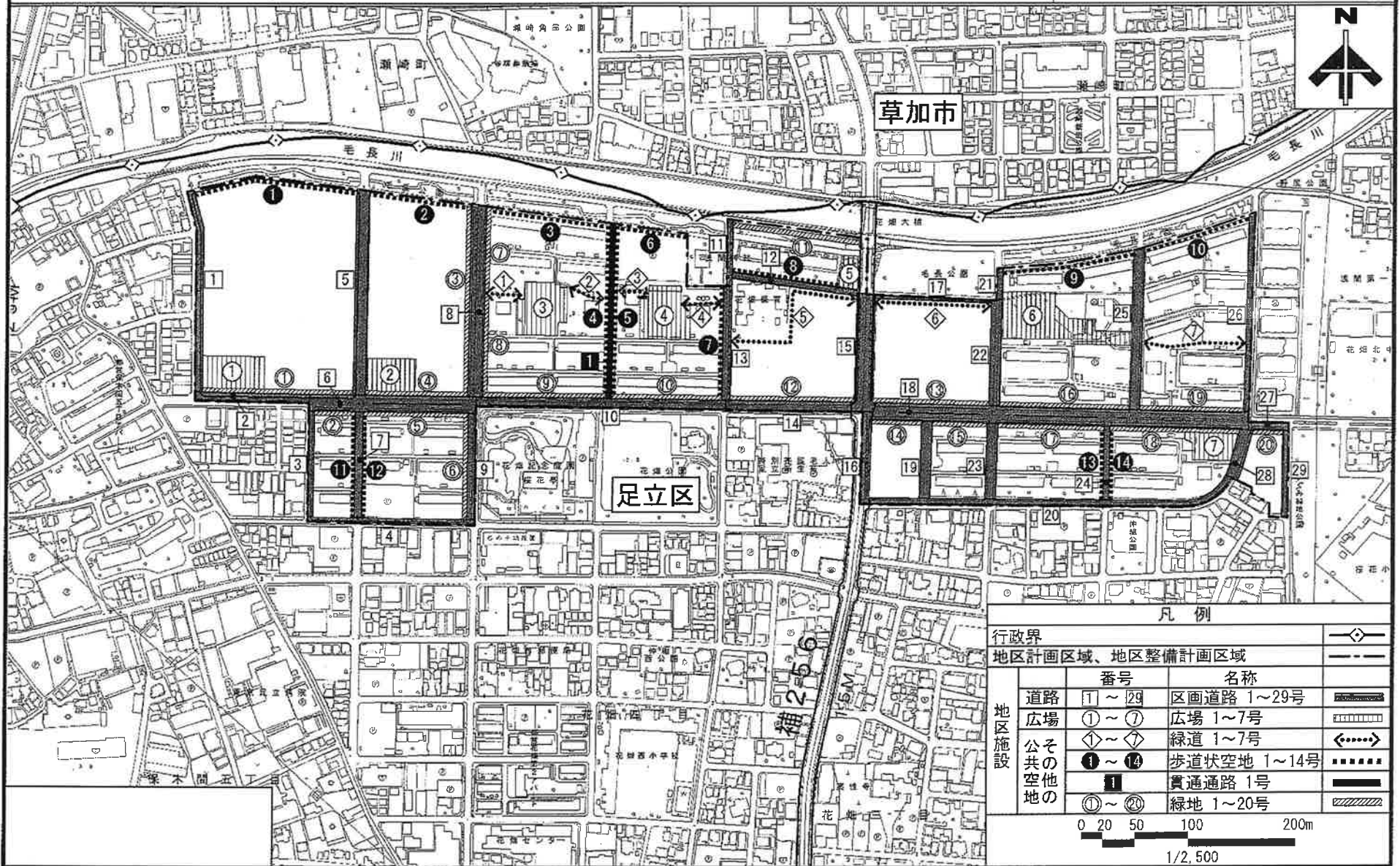


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。(承認番号)22 都市基交第 89 号、平成 22 年 6 月 3 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)22 都市基街第 23 号、平成 22 年 6 月 9 日 この背景の地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号)16 東デ共許第 014 号-8、平成 22 年 6 月 3 日

東京都市計画地区計画 花畑五丁目地区地区計画

計画図 2

(足立区決定)



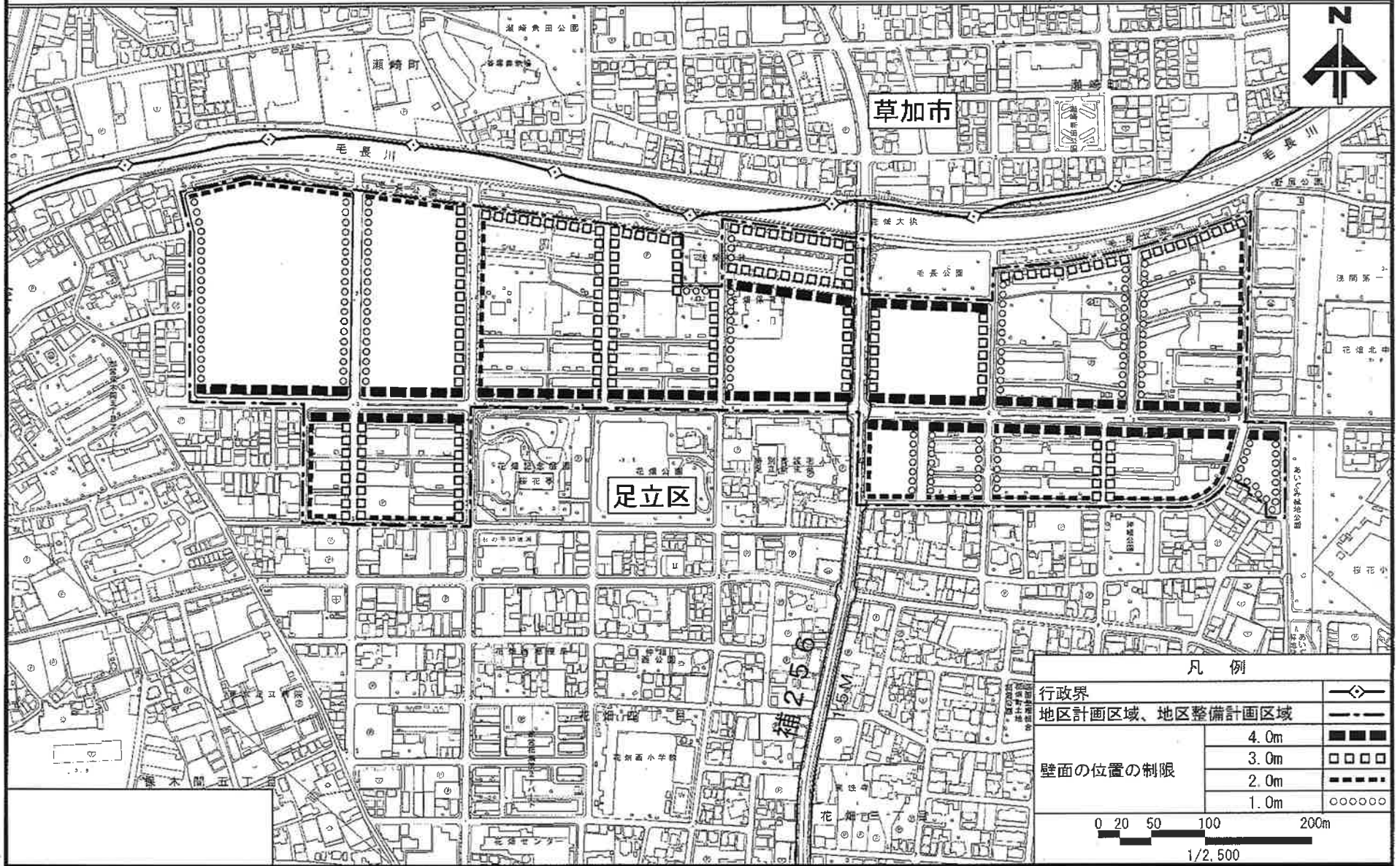
凡例		
行政界		—◆—
地区計画区域、地区整備計画区域		—
地区施設	番号	名称
	道路 ① ~ ⑲	区画道路 1~29号
	広場 ① ~ ⑦	広場 1~7号
	① ~ ⑦	緑道 1~7号
	① ~ ⑭	歩道状空地 1~14号
	①	貫通路 1号
① ~ ⑳	緑地 1~20号	
0 20 50 100 200m		
1/2,500		

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。(承認番号)22 都市基交第 89 号、平成 22 年 6 月 3 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)22 都市基街第 28 号、平成 22 年 6 月 9 日 この背景の地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号)16 東デ共許第 014 号-8、平成 22 年 6 月 3 日

東京都市計画地区計画 花畑五丁目地区地区計画

計画図 3

〔足立区決定〕

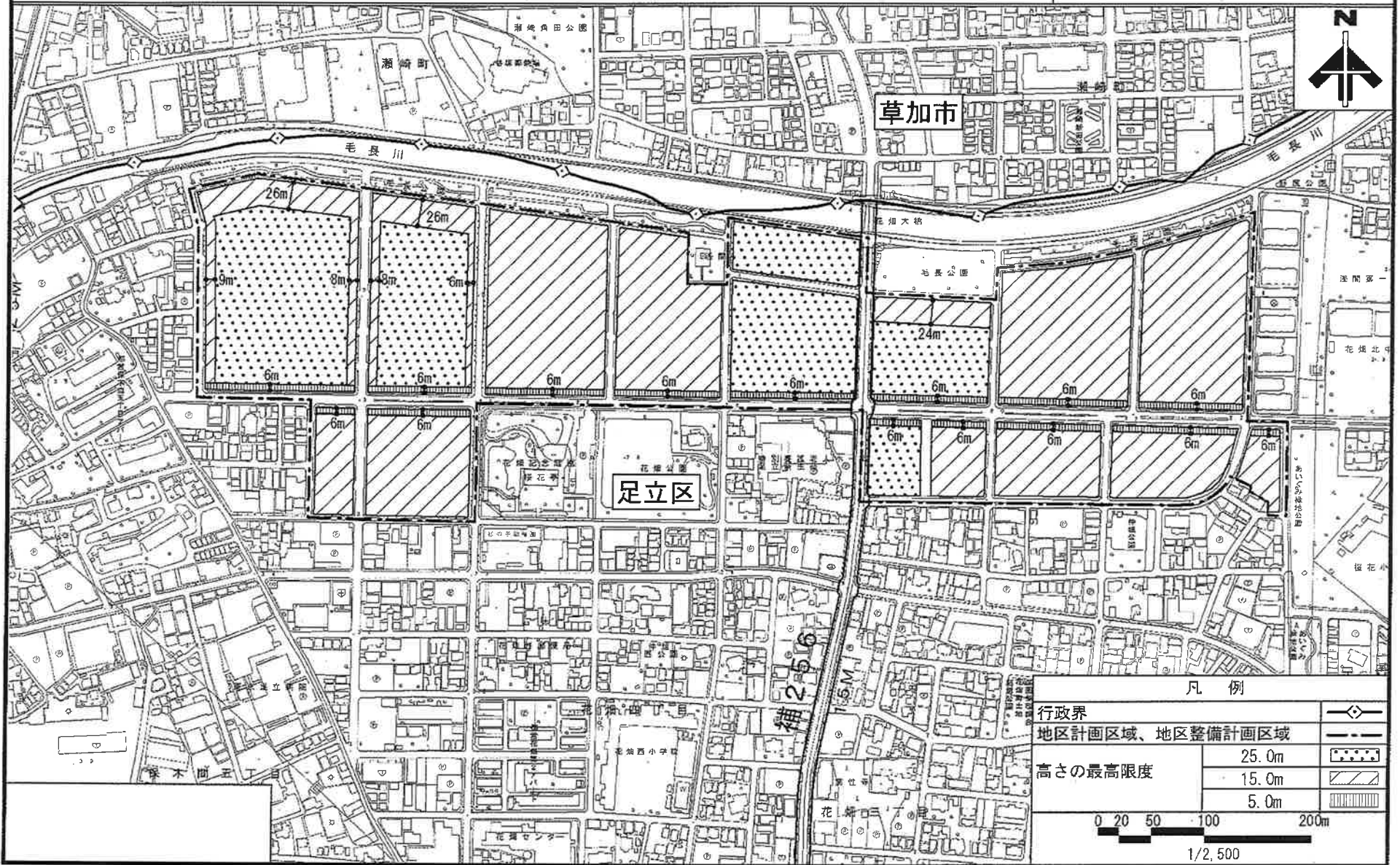


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。(承認番号)22 都市基交第 89 号、平成 22 年 6 月 8 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)22 都市基街第 23 号、平成 22 年 6 月 9 日 この背景の地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号)16 東デ共許第 014 号-8、平成 22 年 6 月 3 日

東京都市計画地区計画 花畑五丁目地区地区計画

計画図 4

〔足立区決定〕



凡例

行政界		
地区計画区域、地区整備計画区域		
高さの最高限度	25.0m	
	15.0m	
	5.0m	

0 20 50 100 200m
1/2,500

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。(承認番号)22 都市基交第 89 号、平成 22 年 6 月 3 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)22 都市基街第 23 号、平成 22 年 6 月 9 日 この背景の地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号)16 東デ共許第 014 号-8、平成 22 年 6 月 3 日